

◎周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（基本計画） 第四条〔略〕</p> <p>2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 周辺事態に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 事態の経緯並びに我が国の平和及び安全に与える影響</p> <p>ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に関する基本的な方針</p> <p>三〇六〔略〕</p> <p>七 第三号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項</p> <p>八・九〔略〕</p> <p>3〔略〕</p>	<p>（基本計画） 第四条〔略〕</p> <p>2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 対応措置に関する基本方針</p> <p>〔新設〕</p> <p>二〇五〔略〕</p> <p>六 第二号から前号までに掲げるもののほか、関係行政機関が実施する対応措置のうち特に内閣が関与することにより総合的かつ効果的に実施する必要があるものの実施に関する重要事項</p> <p>七・八〔略〕</p> <p>3〔略〕</p>

(国会の承認)

第五条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定により基本計画の決定があつたときは、当該基本計画に定める自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動の実施前に、当該基本計画（これらの対応措置に係る部分に限る。以下この条において同じ。）につき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、当該基本計画につき国会の承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

4 前三項の規定は、基本計画の変更（対応措置の終了に係るものを除く。）について準用する。この場合において、第一項中「当該基本計画に定める自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動の実施前に、当該基本計画（これらの対応措置に係る部分に限る。以下この条において同じ。）とあるのは「当該基本計画のうち当該変更に係る部分に定める後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動の実施前に、当該部

(国会の承認)

第五条 基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施する後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動については、内閣総理大臣は、これらの対応措置の実施前に、これらの対応措置を実施することにつき国会の承認を得なければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、国会の承認を得ないで当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施することができる。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施した場合には、内閣総理大臣は、速やかに、これらの対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。

3 政府は、前項の場合において不承認の議決があつたときは、速やかに、当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

[新設]

分」と、第二項中「当該基本計画」とあるのは「当該基本計画のうち当該変更に係る部分」と、第三項中「当該後方地域支援」とあるのは「当該変更に係る後方地域支援」と読み替えるものとする。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による国会の承認を得た日から六月を経過する日を超えて引き続き当該承認に係る基本計画(基本計画の変更があったときは、その変更後のもの)に定める後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を実施しようとするときは、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該基本計画につき、その時までに実施したこれらの対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会においてその承認を求めなければならない。

6 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、速やかに、当該後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を終了させなければならない。

7 前二項の規定は、国会の承認を得て基本計画に定める後方地域支援、後方地域搜索救助活動又は船舶検査活動を継続した後、更に六月を超えてこれらの対応措置を引き続き実施しようとする場合について準用する。

(自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施)

第六条 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

(自衛隊による後方地域支援としての物品及び役務の提供の実施)

第六条 〔略〕

<p>2 [略]</p> <p>3 防衛大臣は、前項の実施要項において、<u>実施される必要のある役務の提供の具体的内容を考慮し、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方地域支援を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。</u></p> <p>4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、<u>自衛隊の部隊等が第三条第二項の後方地域支援を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合その他この法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。</u></p> <p>5 第三条第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、<u>当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合若しくは付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合又は当該部隊等の安全を確保するために必要と認める場合には、当該輸送の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>(後方地域搜索救助活動の実施等)</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 防衛大臣は、前項の実施要項において、<u>当該後方地域支援を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。</u></p> <p>4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部が<u>この法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。</u></p> <p>5 第三条第二項の後方地域支援のうち公海又はその上空における輸送の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長又はその指定する者は、<u>当該輸送を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該輸送の実施を一時休止するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、前項の規定による措置を待つものとする。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>(後方地域搜索救助活動の実施等)</p>
--	--

第七条 〔略〕

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある後方地域搜索救助活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該後方地域搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3 〓 7 〔略〕

（安全の確保等）

第七条の二 防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、対応措置の職務に従事する者の安全の確保に配慮しなければならない。

（関係行政機関による対応措置の実施）

第八条 前三条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（国以外の者による協力等）

第九条 〔略〕

2 〔略〕

3 関係行政機関の長は、前二項の規定により協力を求め又は協力を

第七条 〔略〕

2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該後方地域搜索救助活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。

3 〓 7 〔略〕

〔新設〕

（関係行政機関による対応措置の実施）

第八条 前二条に定めるもののほか、防衛大臣及びその他の関係行政機関の長は、法令及び基本計画に従い、対応措置を実施するものとする。

（国以外の者による協力等）

第九条 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

依頼するに当たっては、その協力の種類及び内容に応じ、安全の確保に配慮して行わなければならない。

4] 政府は、第一項又は第二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(武器の使用)

第十一条 第六条第二項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する者又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

〔削る〕

2] 前項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法律

3] 政府は、前二項の規定により協力を求められ又は協力を依頼された国以外の者が、その協力により損失を受けた場合には、その損失に関し、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(武器の使用)

第十一条 第六条第二項（第七条第七項において準用する場合を含む。）の規定により後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2] 第七条第一項の規定により後方地域搜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、遭難者の救助の職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

3] 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法（明治四十年法

第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

別表第一(第三条関係)

種類	内容
[略]	[略]
備考	
<p>一 輸送には、我が国として輸送することが適当でないものとして政令で定める武器(弾薬を含む。)の輸送、これに係る輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供を含まないものとする。</p> <p>二～四 [略]</p>	

別表第二(第三条関係)

種類	内容
[略]	[略]

律第四十五号)第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

別表第一(第三条関係)

種類	内容
[略]	[略]
備考	
<p>[新設]</p> <p>一～三 [略]</p>	

別表第二(第三条関係)

種類	内容
[略]	[略]

備考

一 輸送には、我が国として輸送することが適当でないものとして政令で定める武器（弾薬を含む。）の輸送、これに係る輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び任務の提供を含まないものとする。

二・三 〔略〕

備考

〔新設〕

一・二 〔略〕

改正案	現行
<p>（船舶検査活動の実施の態様等）</p> <p>第五条〔略〕</p> <p>2 防衛大臣は、前項の実施要項において、実施される必要のある船舶検査活動の具体的内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるように当該船舶検査活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 周辺事態安全確保法第六条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。この場合において、同項中「第三条第二項の後方地域支援」とあるのは、「船舶検査活動」と読み替えるものとする。</p> <p>5・6 〔略〕</p> <p>（武器の使用）</p> <p>第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられ、又</p>	<p>（船舶検査活動の実施の態様等）</p> <p>第五条〔略〕</p> <p>2 防衛大臣は、前項の実施要項において、当該船舶検査活動を実施する区域（以下この条において「実施区域」という。）を指定するものとする。この場合において、実施区域は、当該船舶検査活動が外国による船舶検査活動に相当する活動と混交して行われることがないよう、かかる活動が実施される区域と明確に区別して指定しなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>4 周辺事態安全確保法第六条第四項の規定は、実施区域の指定の変更及び活動の中断について準用する。</p> <p>5・6 〔略〕</p> <p>（武器の使用）</p> <p>第六条 前条第一項の規定により船舶検査活動の実施を命ぜられた</p>

2
〔略〕

は同条第六項において準用する周辺事態安全確保法第六条第二項の規定により船舶検査活動の実施に伴う第三条後段の後方地域支援としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、その職務を行うに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する者又はその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。

2
〔略〕

自衛隊の部隊等の自衛官は、当該船舶検査活動の対象船舶に乗船してその職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。